

伊予地区ごみ処理施設管理組合における女性職員の活躍の推進に
関する特定事業主行動計画

令和元年 9 月 1 日
伊予地区ごみ処理施設管理組合 組合長

伊予地区ごみ処理施設管理組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年法律第64 号。以下「法」という。）第 1 5 条に基づき、伊予地区ごみ処理施設管理組合組合長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和元年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 3 1 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画を効果的に推進するため、事務局内の職員相互の理解を得ながら取り組んでいくこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 1 5 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、伊予地区ごみ処理施設管理組合事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、伊予地区ごみ処理施設管理組合の職員構成は、構成市からの派遣職員 1 名、組合採用正規職員 4 名、臨時職員 5 名（内、女性 1 名）となっている。職員の採用については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」における母性保護の観点を十分に考慮する必要がある。

こうした実情を踏まえ、最も大きな課題を掲げるものとする。

【目 標】

- 1 男性職員の配偶者出産休暇の取得率を、90%以上とする。
- 2 令和 6 年度までに、職員の年次有給休暇の平均取得率を、平成 30 年の実績 48.5%より、2割以上引き上げ、60%以上とする。

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取り組み及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを行う。

【取組内容】

数値目標を達成するため、職員が休暇を取得することに抵抗を感じることがないように、次の取組により職場環境を整え、1人でも多くの職員が休暇を取得できるように努める。

- (1) 事務局長は、職員が出産休暇を取得できるよう、計画的かつ弾力的な業務体制を整える。
- (2) 事務局長は、職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得の促進に努める。
- (3) 子どもの授業参観等に参加するための休暇の取得しやすい職場の環境づくりに努める。
- (4) 夏季における連続休暇、子どもの誕生日や家族の記念日等における計画的な年次有給休暇の取得促進を図る。